

令和 6 年12月13日 開会
令和 6 年12月25日 閉会
(定例第 7 回)

南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第135号

令和6年第7回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月26日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和6年12月13日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

秋 田 佐紀子君	井 原 啓 明君
埴 田 光 雄君	加 藤 学君
荊 尾 芳 之君	滝 山 克 己君
米 澤 睦 雄君	長 束 博 信君
白 川 立 真君	三 鴨 義 文君
仲 田 司 朗君	板 井 隆君
真 壁 容 子君	景 山 浩君

○応招しなかった議員

な し

令和6年 第7回（定例）南部町議会会議録（第1日）

令和6年12月13日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和6年12月13日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 所信表明
- 日程第6 議案第70号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第71号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場）
- 日程第9 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館（こもれび工房））
- 日程第10 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設えぶろん）
- 日程第11 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町自然休養村管理センター緑水園）
- 日程第12 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町林業者等休養福祉施設）
- 日程第13 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイドアリーナ）
- 日程第14 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について（緑水湖教育文化施設）
- 日程第15 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町コテージ）
- 日程第16 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について（レストハウス、バーベキューハウス）

- 日程第17 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立法勝寺児童館）
- 日程第18 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について（南さいはく交流拠点施設）
- 日程第19 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立ふるさと交流センター）
- 日程第20 議案第84号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立おおくに田園スクエア）
- 日程第21 議案第85号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくに農山村広場）
- 日程第22 議案第86号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくにコミュニティ運動施設）
- 日程第23 議案第87号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第24 議案第88号 令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第89号 令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第90号 令和6年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第91号 令和6年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第92号 鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 所信表明
- 日程第6 議案第70号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第71号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場）
- 日程第9 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館（こもれび工房））

- 日程第10 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設えぶろん）
- 日程第11 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町自然休養村管理センター緑水園）
- 日程第12 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町林業者等休養福祉施設）
- 日程第13 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイドアリーナ）
- 日程第14 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について（緑水湖教育文化施設）
- 日程第15 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町コテージ）
- 日程第16 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について（レストハウス、バーベキューハウス）
- 日程第17 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立法勝寺児童館）
- 日程第18 議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について（南さいはく交流拠点施設）
- 日程第19 議案第83号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立ふるさと交流センター）
- 日程第20 議案第84号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立おおくに田園スクエア）
- 日程第21 議案第85号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくに農山村広場）
- 日程第22 議案第86号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくにコミュニティ運動施設）
- 日程第23 議案第87号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第24 議案第88号 令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第89号 令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第90号 令和6年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第91号 令和6年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第92号 鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

出席議員（14名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 秋 田 佐紀子君 | 2 番 井 原 啓 明君 |
| 3 番 埴 田 光 雄君 | 4 番 加 藤 学君 |

5 番 荊 尾 芳 之君	6 番 滝 山 克 己君
7 番 米 澤 睦 雄君	8 番 長 束 博 信君
9 番 白 川 立 真君	10 番 三 鴨 義 文君
11 番 仲 田 司 朗君	12 番 板 井 隆君
13 番 真 壁 容 子君	14 番 景 山 浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	田 子 勝 利君	書記	赤 井 沙 樹君
		書記	高 雄 勇 飛君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	宮 永 二 郎君
教育長	福 田 範 史君	病院事業管理者	足 立 正 久君
総務課長	田 村 誠君	総務課課長補佐	石 谷 麻衣子君
企画政策課長	松 原 誠君	デジタル推進課長	岡 田 光 政君
防災監	田 中 光 弘君	税務課長	三 輪 祐 子君
町民生活課長	渡 邊 悦 朗君	子育て支援課長	芝 田 卓 巳君
教育次長	岩 田 典 弘君	総務・学校教育課長	水 嶋 志都子君
人権・社会教育課長	二 宮 伸 司君	病院事務部長	畑 岡 宏 隆君
健康福祉課長	前 田 かおり君	福祉事務所長	泉 潤 哉君
建設課長	岩 田 政 幸君	産業課長	藤 原 宰君

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 令和6年12月定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

師走を迎え、日に日に寒さが増し、冬の気配が迫ってまいりました。風邪やインフルエンザ等の感染症も心配されます。町民の皆様も、くれぐれも体調管理、健康管理に留意され、御自愛な

さいますことを御祈念申し上げるところであります。

さて、少子化による高齢化や人口減少の状況は悪化の一途をたどり、農業問題をはじめ、人手不足による介護事業所のサービス縮小や廃業、人口減少による金融機関や小売店舗等の閉鎖、バスやタクシーなどの公共交通体制の維持問題等々、私たち議会はこれらの問題に真正面から向き合うことが今、求められております。

議員各位におかれましては、町民皆様の負託に応えるべく、精力的に活動いただきますことをお願い申し上げます。

当議会では昨年10月から議案書等の議会関係資料について、ペーパーレス化の取組を進めてきました。前回の9月議会で試行期間が終了し、今期12月定例会は完全実施の最初の会期となります。指定管理者の指定や債務負担行為など、関連資料が多い議案もあります、議員各位におかれましては、混乱や停滞なく議事が進行できますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

後ほど町長から提出議案の内容につき説明がございますが、提出されております諸議案に対し慎重審議をいただき、活発かつ前向きな議論を経て、適正かつ妥当な議決に達することをお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 議員各位におかれましては、令和6年第7回南部町議会定例会を招集しましたところ、御出席をいただき開催できますことをまず御礼を申し上げます。

さて、11月2日に予定していました町制20周年式典は、台風21号から変わった低気圧によって深夜から雨脚が強くなり、町内各所で24時間雨量が170ミリ前後に達し、季節外れの大雨となりました。午前7時30分には、最悪の事態を想定し、式典の中止を決定したところでございます。特に町政各般にわたって陰にひなたにお支えいただいた皆様への表彰式と町内の園児、児童と障がい者福祉施設祥福園の皆さんが、「わたしの好きな南部町」をテーマに描いてくれた絵をデザイナーがアレンジして仕上げるバディアートは式典の目玉だっただけに残念でございました。表彰式は11月24日に日を改め、執り行ったところでございます。

バディアートは、ぜひ町民の皆さんに見て、そして知っていただきたいという職員の思いから、町内公共交通バクシーとして新年導入する小型電気自動車2台にこの絵をラッピングする予定でございます。ぜひ町民の皆様もこのバクシーを利用し、そして子供たちの絵も楽しんでいただきたいと思います。

式典第2部では、柔道家の阿部一二三さんにお話をいただくことを無事行うことができました。

式典外で文化祭を開催中の法勝寺中学校と南部中学校にサプライズゲストとして登場いただき、感激で泣き出す生徒もおられたと校長先生から後ほどお聞きしました。努力は天才を超える。絶対に無駄な努力はない。これは阿部さんの信条で、子供のときから自らに言い聞かせてきたのだそうです。つらいこと、しんどいことはたくさんあるが、好きな道を懸命にやり続けることが大切。努力は裏切らないと僕は思ってる。このオリンピック2連覇、阿部一二三さんの言葉と 생각이南部町の次世代を担う子供たちに伝わってくればよいと願った一日でございました。

次に、9月議会以降の火災等、災害報告をいたします。この間、火災の発生はございませんでしたが、先ほど申しあげました11月2日、6時36分に大雨警報が南部町全域に発令され、南部町消防団から8名に出動いただき、町内警戒パトロール、土のう作りを行ったところでございます。

12月は暖房をはじめ、火を扱うことが多くなります。町民の皆様に、火の取扱いには十分注意いただきますとともに、ヒートショックなど夜間の風呂場やトイレ等の急激な温度変化による事故も増加いたしますので、御注意いただきますようお願いをいたします。

次に、人口動態について報告をいたします。11月21日に、鳥取県が令和6年度上半期における鳥取県への移住者数を発表いたしました。それによりますと、南部町は上半期31家族42人の移住があり、家族数では前年同期比でプラス1世帯でございました。人数では残念ですが、マイナス4名でございました。この結果は移住者数で15町村中3位で、トップは琴浦町、2位は湯梨浜に次ぐ移住者数でございました。今後さらに移住先として選ばれる南部町を目指してまいります。

次に、人口動態について御報告をいたします。9月1日から11月末の間に出生された方は8人、お亡くなりになられた方は41人でございました。御冥福をお祈りしますとともに、誕生された子供たちの健やかな成長を御祈念いたします。11月末現在の人口は1万119人でございました。高齢化率は39.11%、11月末現在の今年度の出生者は23人でございます。

結びに、本定例会におきまして、令和6年度一般会計など補正予算、条例関係、公の施設の指定管理者の指定など23議案を上程させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進に不可欠なものばかりでございますので、全議案とも御賛同いただき、御承認を賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

午後1時00分開会

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定によ

る定足数に達しておりますので、令和6年第7回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

13番、真壁容子君、1番、秋田佐紀子君。

日程第2 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、13日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、13日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 諸般の報告

○議長（景山 浩君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長から報告いたします。

議長より3件の報告を行います。

まず、去る11月13日に、NHKホールにおいて開催されました、第68回町村議会議長全国大会の報告を行います。

大会冒頭、今日の町村を取り巻く多くの課題と町村や町村議会が抱える諸問題を認識した上で、その解決に向け果敢に行動していく旨の大会宣言を行い、それに続いて東日本大震災及び能登半島地震等からの復旧・復興、原子力発電所事故への対応及び防災・減災対策の確立を求める特別決議、また、少子化対策の推進及び東京一極集中の是正を求める特別決議の2つの決議を行いました。

例年、本大会では多数の国会議員の来賓に御臨席いただき、次年度の国の予算編成及び施策に関する要望を行ってまいりました。本年も、議会への多様な人材の参画及び議会の機能強化、防災・減災対策の強化、地方創生のさらなる推進、参議院選挙における合区の解消、町村財政の強化等々、28項目にわたり具体的な要望を行いました。

また、中国地方の要望として、高速交通網の整備を重点的に実施、中国横断自動車道岡山米子線の全線4車線化の早期実現、山陰自動車道の早期建設、国道9号線の整備促進、山陰新幹線及び中国横断新幹線の早期実現などを強く要望しました。

大会終了後、研修会として、報道番組の「サンデーLIVE!!」や「情報ライブ ミヤネ屋」などに出演しておられる中央大学教授の野村修也氏による「地方創生 成功の鍵」と題した講演がありました。

地方創生は単なる政権ごとの政策ではなく、世界の新経済対応、新資本主義への大きな流れである。これからの中小企業が目指すべきものは、社会の共通価値を創造し、同時に経済価値が創造されるというものでなければならない。人口減少など日本は課題の塊であり、そのことが海外の若者、特にアメリカの若者から見ればビジネスチャンスの塊と映っている。残念ながら日本の若者にはその発想が乏しい。SDGsも慈善事業ではなくビジネスチャンスである。自治体も新ビジネス創出の支援を積極的に行う必要があるというお話が非常に印象に残る講演でありました。

次に、11月14日に、千代田区平河町の海運クラブで開催されました、中国横断自動車道岡山米子線整備促進総決起大会の報告を行います。

本大会は御来賓として、国土交通省の山本道路局長や西日本高速道路株式会社の小笹常務に御臨席をいただき、主催者団体である鳥取県の平井知事及び整備促進期成同盟会の伊木市長及び各市町村長や議長、共催団体から県議会議員や各経済団体等のトップなど多数の参加の下、開催されております。

今大会は、鳥取県出身の石破総理が誕生したということもあり、御来賓の挨拶にも、米子一境港間の早期事業化に向けて前向きな言葉が含まれるなど、明るい兆しを感じられる大会となりました。

次に、11月27日に開催されました、西部広域行政管理組合議会定例会の報告を行います。

当日は、令和5年度一般会計決算の認定についての議案1件と、議会の委任による専決処分について、内容は、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についての報告1件が上程されました。

令和5年度決算額は、歳入57億456万191円、歳出56億2,459万1,450円、

歳入歳出差引き残額 7,996 万 8,741 円でありました。本議案については、決算審査特別委員会に付託されました。

和解及び損害賠償の額の決定の件は、組合所有の軽乗用車の接触事故で、過失割合を組合側 1 割、相手側 9 割とした事故処理の報告でありました。

当日は、定例会に併せてごみ処理施設等調査特別委員会も開催され、中間処理施設及び最終処分場の建設候補地の地元対応についての報告がありました。それぞれの施設について、施設立地の自治会及び隣接する自治会との協議を行い、出された意見や回答を求められた事項について報告があり、これら質問等に対しては今後 Q & A を作成し、各自治会長と回答方法を協議の上、回答するとのことであります。

以上で議長からの諸般の報告は終わります。

なお、詳細につきましては会議資料等を議会事務局において閲覧に供しておりますので、御覧ください。

続いて、議員からの報告を受けます。

鳥取県町村議会議員研修会。長束博信君、お願いします。

長束博信君。

○議員（8 番 長束 博信君） 8 番、長束博信です。去る 11 月 25 日、三朝町総合文化ホールで開催された、令和 6 年度鳥取県町村議会議員研修会に参加しましたので、議員を代表して御報告いたします。少し長くなりますが、御容赦ください。

研修会の演題は 2 つありました。最初の講義は、現在、参議院法制局長で慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授、川崎政司さんから「町村議会の論理と作法―その基礎から学び、考える―」についてでした。

2 つ目の講義は、少し肩書が長いですが、地域公共交通プロデューサーで国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院の環境学研究科附属持続的共発展教育研究センター教授及び滋賀大学データサイエンス学部特別招聘教授、加藤博和さんから「地域公共交通充実は人口減少・少子化を防ぐ定番処方である」でありました。

1 つ目の講義、「町村議会の論理と作法―その基礎から学び、考える―」は、1、自治体の置かれている状況、2、今さらながら議会とは、3、議会の運営とルール、4、開かれた討議のフォーラム、5、これからの自治体議会の展望の 5 項目で話されました。

最初に、議会というものの固定観念にとらわれていないかと問いかけがあり、議会の重要性は高まっている。環境の変化もあり、地方分権改革が叫ばれて久しいが、役割の強化が必要。近年

頻繁に地方自治法改正がされており、かなり柔軟になって自由化が進んでいるので、地方議会に期待している。注意すべきは議会改革度ランキングで、本来内向きなのに外向きとなっており、一過性になりやすいと指摘がありました。これは基本条例ブームが目的化していないか、しっかりと足元を固める必要があるとの指摘です。

日本は人口にとらわれ過ぎているのではないか。確かに人口は重要だが、議会の役割を考え、住民に認識させることが必要で、あくまでも住民自治のまとめ役で、中核機関であると話されました。そして、町村議会の特性、いわゆる少人数で小回りが利き、住民との距離の近さのメリットを生かし、議員の主体性と意思統一を図れることを理解すべきだと言われました。

議会の運営とルールでは、定例会と臨時会の時間の使い方をうまくすること、また、議会の任期をうまく活用し、目標を立てて活動することも重要と指摘されました。また、議決は定足数必要だが、議事は能力の面から定足数にこだわる必要はないのではないかと話もありました。そして、議決時の棄権の取扱いとは日本ではないものとみなすが、自治体では棄権イコール、バツとしているが、よく考え、慎重な判断が必要だと指摘されました。

また、会議の公開では、委員会で執行部へ質疑するなら本会議と同じであり、公開に向けて改善する必要があるのではないかと指摘ありました。運営では議論を尽くし、少数派への配慮が大切とのことでした。

開かれた討議のフォーラムでは、問題提起と課題の設定、そして住民への情報提供が必要であるとのこと。議員の発言では、議論の作法を心得ることが大変重要であると説かれました。個人の名誉を傷つけない発言責任をしっかりと押さえておくことが必要と説明がありました。質疑と討論では、質疑のほうを有効活用することと話されています。

最後の、これからの自治体議会の展望では、議会の多様性を確保しつつ、寛容性・包摂性が必要。横並び主義からの転換と個性の発揮、継続性を持ちつつ固定観念からの脱却、理想主義よりも足元を固めるそこそこの議会、民主主義の学校・学級を目指して基礎をつくり上げていただきたいと締めくくられました。

2つ目の講義では、82ページにも及ぶ膨大な資料により講義を受けました。「「地域公共交通充実とは人口減少・少子化を防ぐ定番処方である」～自治体の主体的な動きがカギ～」という副題がつけられています。

今、米子市のアドバイザーをやっているということで、日野地区で走る日ノ丸バス、日野町の町なか、日野町立日野学園の看板、JR根雨駅の写真4枚が映し出されて講義が始まりました。写真に写し出された文字「使いやすく頼りになる、それゆえに多くの方に乗り合って『おでか

け』していただける移動手段」は、人もインフラも超高齢化する今後の日本を支えるとても重要なもの。それを何とかしようとする人たちは重要なミッションを背負っている。その尊い行動を後押しできるよう私は戦い続けますの言葉から始まりました。

最初に、鳥取市の時刻表でどれに乗っているか不明だ、これだったということで、2021年、JR鳥取駅前のバスターミナルの案内板を行き先ごとに番号をつけて分かりやすくした写真8枚の説明がありました。

次に、鳥取砂丘行きバスの案内写真5枚の話で、行き先コースごとに番号を決めて色分けし、誰でも一目で理解できるように工夫したものの紹介でありました。

続けて、米子市の改善事例として5枚の写真説明もありました。そして、鳥取市、米子市周辺の町村のバス路線にも整合が取れるよう番号をつけたが、まだどこも採用していないとのことで残念がっておられました。

次に、「地域公共交通とは」と題して、法律の定義説明で始まりましたが、地域公共交通に足りないのはお金の疑問で、先生が考える足りないものとは、お金もそうだが、次のような説明がありました。なぜ地域公共交通が必要かという認識、地域公共交通のどこが問題なのかという理解、どうすれば地域公共交通はよくなるのかという方法論、これらがいいかげんだからお金があっても有効に使えない、情けない現状と嘆かれていました。

そして、皆さんは地域公共交通を使って何を実現したいですかと問いかけられました。よくある回答パターンで、高齢者を移動させる福祉施策、国や交通事業者が主体的に取り組む運賃採算性、デマンド交通やライドシェアなど導入すれば解決など、その他含め9項目ありましたが、全て間違いと断じられました。

話は突然SDGsに移り、2030年を期限とする持続可能な社会をつくる国際的な取組目標の紹介で、17分類の169項目の中に11分類の2（持続可能なまちづくりの2）で「2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。」を引用され、自治体は当然、取組実施していますよねと念押しされました。

次に、お出かけ不自由な子供たちとしての話で、ある過疎地で夏休みに小・中学生の路線バス運賃を1乗車通常数百円のところを50円均一にしたその結果、一番多かった利用の目的が何とコンビニに行くだったそうです。自由に行動をしたい子供たちの思いに大人たちが鈍感であれば、どんどんと故郷を後にしてしまう。これは消滅可能性ではなく、消滅決定だとの指摘がありまし

た。車がなくてもお出かけできることが地域公共交通の一番の存在意義だと説かれています。

お出かけウエルカム社会の構築が急務で、特に3Kサポートが重要と言われました。これは18歳で人口流出するが、高校通学できない地域は15歳で流出していく。したがって、公共交通ターゲットは、子供、高校生、高齢者、観光客（特に高校生）だと指摘されています。一例として、小豆島の経営破綻した業者から譲渡された路線の運賃を含めた大幅な見直しで、全島からの通院、通学が可能に、全線乗り放題の乗車券などで目標値を大幅に超えて達成したこと。もう一つ、郡内にある高校へ隣町からは通う方法がなかったので、郡外の高校へ通うしかなかったが、郡内の高校へ直通するバスを運行したら生徒数が逆転し、郡外の高校は生徒数が逆に半減してしまった。

次に、本質的に大事なものは波及効果の大きさとかかる費用の妥当性だと説かれています。また、地域公共交通の公的維持スキームは、健康（健幸）保険の仕組みと同じだとも述べています。公共交通は赤字に、これは世界の常識、地域の基盤として必要だから地域で支えるのが当然で、エレベーター、エスカレーターと何が違うのかと指摘されています。そして、田舎ほど車社会なので高齢化しても公共交通には乗らない、乗れないと指摘されています。そもそも乗り方が分からないので（特にJRなど）乗車訓練をすることが必要ではないかと言われています。

地域公共交通政策の意義として大きく3つ。1、誰でも気兼ねなくお出かけできること、2、お出かけが楽しくなること、3、お出かけを効率的にすること、それにより地域を持続可能にすることができるまとめられました。

また、地域公共交通の確保維持改善5つの鉄則としては、1、目的の明確化、2、固定観念にとらわれない適材適所、3、地域のための一所懸命、4、場づくりの行動が生まれる組織化、5、利用者目線で改善、この5つで失敗を恐れることなく計画することだと言われています。

そして最後に、地方議員が心得るべきこととして、公共交通は重要課題であることの認識、施策を審議決定することの責任と役割、地域性から模倣は通用しないことの理解、現場を知る、地域の課題の凝縮していることの認識、地域公共交通の応援・支援に参画することの6か条を示されました。

私が報告する以外にも、愛知県、三重県など、たくさんの改善事例を示され、この先生の講義は予定時間を大きくオーバーしての終了となりました。

今回の研修会を受け、ポイントについては繰り返しますが、議員としての基本的な活動、ルールの大変重要な方向性を改めて指示していただきました。

また、地域公共交通では、当事者となって自由にお出かけする、できるものにしていく、そのことが今後とも持続する、地域維持につながるものと痛感しましたので、今後に生かしていけれ

ばと思います。以上、概要報告とします。

○議長（景山 浩君） 次に、日本海政経懇話会 10 月例会の報告を白川立真君より受けます。

9 番、白川立真君。

○議員（9 番 白川 立真君） それでは、日本海政経懇話会 10 月例会に参加しましたので、報告をいたします。

去る 10 月 30 日、防災アドバイザーとして有名な山村武彦先生を講師として「巨大地震に備える実践的防災対策」というテーマでの研修会に参加いたしました。

先生は、2016 年熊本地震、今年 1 月発生した能登半島地震を例に挙げ、多数の関連死が出ていることに言及されました。その一因として、かつての地震をモデルにした場合、予想を大きく上回るケースでは何もできなくなること、さらに自治体そのものが被災していることから、受援計画の必要性を指摘されました。

また、これまで様々な被災地に調査に行かれた上で、一つとして同じ様相のものはない。がっちりとしたマニュアルを作ると複合災害や想定外の災害には対応できないということを厳しく指摘されました。一方で、台湾東部沖地震を例に挙げ、あれほど早く復旧した背景には、石破総理も言及しているように官民一体となった総力戦の必要性を説かれておられました。

例えば東日本大震災では、訓練どおり避難しようとして多くの犠牲者を出した小学校、想定を信じるなという教訓の下、小さな子供の手を引いて山に駆け上がった中学生たち。まさに大川小学校の悲劇と釜石の奇跡を思い起こさせる研修会でした。この研修会で学んだことを議員活動に生かしていきたいと思います。報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 次に、南部箕蚊屋広域連合議会 11 月臨時会の報告を荊尾芳之君より受けます。

5 番、荊尾芳之君。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（荊尾 芳之君） 5 番、荊尾芳之です。南部箕蚊屋広域連合議会 11 月臨時会の報告をいたします。

去る 11 月 6 日、令和 6 年第 4 回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会が開催され、南部町議会議員の改選に伴う副議長の選挙、総務民生常任委員及び議会運営委員の選任が行われました。

副議長選挙では南部町選出の景山浩議員が当選されました。

また、総務民生常任委員には、新たに南部町選出の真壁議員、景山議員、仲田議員、私、荊尾が選出され、互選の結果、総務民生常任委員会副委員長に私、荊尾が選任されました。

議会運営委員には、南部町選出の真壁議員、仲田議員が選出されました。

以上で南部箕蚊屋広域連合議会の報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 次に、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会 11 月臨時会の報告を白川立真君より受けます。

9 番、白川立真君。

○南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員（白川 立真君） 南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会が開催されましたので、報告をいたします。

11 月 18 日に行われた臨時議会では、議長及び監査委員の選出が主な議案となりました。これは南部町の改選により、議長及び監査委員 1 名が不在となっていたことが要因でした。当議会は 2 町で構成していることから、改選などで一時不在事案が発生した際、リスク分散の点より要職を 2 町で分担していることにあります。

選挙の結果、議長に景山議員、監査委員に私、白川が選出されました。以上、報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 最後に、後期高齢者医療広域連合議会 11 月定例会の報告を仲田司朗君より受けます。

11 番、仲田司朗君。

○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員（仲田 司朗君） 去る 11 月 28 日、午後 2 時より東伯郡湯梨浜町で開催された後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会に出席しましたので、報告させていただきますと思います。

平成 20 年度から始まった後期高齢者医療制度も今年で 17 年目を迎え、少子高齢化の進行や医療費総額の増大、現役世代の負担の増加など、本制度を取り巻く環境は大変厳しい状況であります。

こうした中、全ての世代が安心でき、持続可能な社会保障制度とするための医療保険制度改革により、出産育児一時金の財源負担を含めた高齢者負担率の引上げなどが令和 6 年度から実施されております。

さらに、本年 6 月の少子化対策関連法の成立により、子ども・子育て支援金制度が創設され、その財源として令和 8 年度から公的医療保険の保険料に上乗せする形で支援金が徴収されることになるなど、後期高齢者を取り巻く環境は大変変化をしております。

また、本年 12 月 2 日、もう既に過ぎておりますが、現行の被保険者証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することになっております。

そのような状況の中で、今回、議会に参加させていただきました。議案は第 7 号から第 12 号

までございました。

議案第7号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてでございました。これは、監査委員を代表しておられた金涌孝則さんが11月30日で任期満了となりまして、後任者について現在湯梨浜町の監査委員であります重松雅文氏を監査委員の選任についてという提案がございまして、全員一致で認められました。

議案第8号でございますけれども、これは令和6年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及び承認についてでございました。これは、令和5年度の療養給付費等が確定し、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた後期高齢者交付金が療養の給付に要した確定費用より多かったため、1,326万9,000円を返納する必要があるとともに、電算処理システムの機器更改に当たり、仕様の一部見直しに伴いソフトウェアライセンス料を567万9,000円増額するものでございました。返納期限が9月末であったこと及びソフトウェアのライセンス契約を早急にしなければいけないということでございましたので専決処分にしたものでございまして、全員一致で承認されました。

議案第9号の議案でございますけれども、これは令和5年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございまして、この一般会計は広域連合組織運営のための予算でありまして、歳入総額6,160万7,000円に対して、歳出総額が5,355万6,000円で、差引き額の805万1,000円のうち、翌年度に繰り越すべき額が561万円であり、244万1,000円が実質収支となっておるところでございます。

採決の結果、全員一致で認定されました。

議案第10号でございます。これは、令和5年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、これにつきましては、特別会計は制度運営のための予算で、そのほとんどの歳出は保険給付に要する費用であります。歳入総額881億9,303万5,000円に対して、歳出総額875億7,054万4,000円で、差引き額の6億2,249万1,000円が実質収支となっており、採決の結果、全員一致で認定されました。

議案第11号でございますけれども、令和6年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ6億1,854万9,000円増額し、歳入歳出総額は906億2,568万7,000円とするものでございまして、補正の主な内容としては令和5年度決算に伴う市町村負担金、国県負担金の精算により追加納付分及び返還金をそれぞれ歳入歳出予算に計上し、精算後の余剰分については医療給付費準備基金に積

み立てるとともに、今年度予定していた県財政安定化基金への拠出金について、県との協議により拠出を行わないことにしたため減額するものでありまして、全会一致で可決されました。

議案第12号でございますけれども、これは鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでありました。今年度は、国から通知で示された保険料の徴収猶予の取扱いについて対応するとともに、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴って改正するものでございまして、改正内容につきましては、認知症等による判断能力が不十分な状態で急患等に要する医療機関を受診した被保険者について、生活保護措置の開始及び廃止に伴う本人に予期せぬ保険料等の支払い請求事務等に対応するため、本人の資力の活用ができるまで最長1年以内の保険料の徴収猶予を可能にするというものでございます。

また、法改正によって令和6年12月2日をもって現行の被保険者証の新規発行が終了することに伴って関連する罰則規定を削除するものということで、施行日に合わせて令和6年12月2日からということでございます。

採決の結果、賛成多数で可決されました。

報告としましては、令和5年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療一般会計繰越明許費計算書の報告についてでございます。これは、令和5年度一般会計のうち、令和6年度への繰越明許費561万円に係る繰越計算書について報告されたものでございます。

会議資料については事務局にございますので、御覧いただきたいと思います。以上、報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 所信表明

○議長（景山 浩君） 日程第5、所信表明。

町長から所信表明があります。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、町長からの所信表明をさせていただきます。

1、初めに。私は、去る10月8日告示の南部町長選挙で町民の皆様の御信任をいただき、無投票当選の栄誉をいただきました。町政に対する過去8年間の評価、そして次の4年間に対する叱咤激励と受け止め、安全、安心な暮らしやすい南部町に向けて精進していく所存です。本日は12月議会の貴重な時間をいただき、町政運営の所信の一端を申し上げ、議会をはじめ、町民の皆様様の御理解をいただきたいと思います。

さて、本年10月1日、私たち鳥取県民が長年期待した石破茂氏が第102代内閣総理大臣に就任し、11月11日には第2次石破内閣が船出したところです。30年ぶりの少数与党として厳しい国会運営が予想されますが、「地方の未来を創り、地方を守る」、「地方こそ成長の主役」であると、この考えに立った地方創生2.0は石破内閣の最重要課題の一つであります。

11月30日には、人口最少の鳥取県から日本が直面する人口減少問題への対策を考える「日本創生に向けた人口戦略フォーラム in とっとり～若者・女性にも選ばれる地方になるために～」が開催され、石破首相をはじめ、人口戦略会議の三村議長や中国地方の知事、県内の若者や女性を中心に活発な議論が行われたところでございます。私も町村首長の立場でパネル参加をし、コミュニティ・スクールを通じた人材育成や、総合型地域スポーツクラブ「スポnetなんぶ」、JOCA、JICAによるごちゃまぜと多文化共生の取組、なんぶ里山デザイン機構によるしごとコンビニでの高校生サークルや新☆青年団の活躍を紹介しました。地方創生で生まれた南部町の3つの地域再生推進法人のユニークな取組に、有識者の皆様からも多くの共感をいただきました。

今後喫緊の課題は、人口減少社会にあっても安全、安心な人が輝く南部町であり続け、さらに充実、発展させるための処方箋を見つけるための挑戦だと考えます。それをなんぶ創生2.0と呼びたいと思います。

2、3つのC。なんぶ創生2.0に当たって、私は引き続き3つのC、つなぐconnect、変えるchange、挑戦するchallengeを政策理念に町政を進めてまいります。

南部町が誇る歴史や悠久の時を経て里人が紡いできた文化と、里地里山を形成する集落、山林、農地などが調和した姿を次世代につなぐ。そのためには先人たちが時代の変化を果敢に取り込み挑戦してきた歴史に学び、人口減少社会、デジタル社会への変革をチャンスと捉え、持続可能な次世代に誇れるなんぶ暮らしの創造を進めてまいります。

3、なんぶ創生2.0への4つのK「くらし・教育・環境・活力」。

(1) くらしに挑戦「安全すこやかに暮らすまち」。

まず、1点目に暮らしを守る取組を行います。物価高騰対策では、石破内閣の経済対策にスピード感を持って対応し、鳥取県とも連携し、町民の暮らしを支えてまいります。

防災対策では、本年の能登半島地震、そして能登半島豪雨、災害列島日本に暮らすための危機管理を取り組み直さなければなりません。具体的には、住宅の耐震改修に対する補助金制度を整え、地震への備えを強化いたします。

また、医療や買物を支える公共交通をさらに便利にする必要があります。小型電気自動車を導

入することで狭い道にも適応できる小回りの利いた公共交通バクシーを目指していきます。また、バクシーを高齢者の移動手段だけにとどめず、若者や子育て中の家族など、多様な使い方を通じて豊かななんぶ暮らしを実感いただくことも重要だと考えます。

町内各戸まで光ファイバー網が行き渡り、デジタル行政改革（D X）としてスマホで行政にアクセスするテノヒラ役場などを整備してまいりました。学校の欠席届や病院小児科の予約、行政広報やごみの収集日の通知など、便利さを実感された声もたくさんいただきます。しかし、一方で行政が遠くなったと感じる方もおられることも事実です。本年の衆議院議員選挙では全国で初めてオンライン投票立会いを行い、集落の皆さんからも好評だったとお聞きしています。デジタルで行政を改革するD Xと行政職員が地域に出かけるアナログでの安心感を組み合わせ、安全・健やかに暮らせるための「でかける役場」を推進いたします。

（２）教育に挑戦「子育て・教育のまち」。

２点目に教育です。人口減少の中で教育は未来への投資です。子供たちの健やかな育ち、高校生サークルや新☆青年団など、地域の発展に寄与する次世代人材の育成を進めます。また、令和８年秋を目途に、安全な保育環境のためにつくし保育園とさくら保育園を統合した新保育所の開園を目指します。運営に当たっては、これまで１０年間にわたって指定管理者として管理運営を担っていただいた伯耆の国から公私連携協定に向けた申請をいただいていますので、今後議会の同意をいただき、統合保育所の開園への準備を進めてまいります。

近年、全国で不登校の子供数は増加しており、南部町も同様でございます。その対策として、学校内での居場所やサポート体制を強化してまいります。また、中学校部活動の地域移行では、総合型地域スポーツクラブ「スポn e tなんぶ」を中心とした受入れ体制を整備し、南部町型地域クラブ方式の実現を図ってまいります。

人生１００年時代を豊かに過ごす学びの場として、生涯学習はますます重要になってきました。世代を問わず個人の培った経験や知識を社会に還元する支援など、図書館や公民館を核とした生涯学習の充実を目指してまいります。

（３）環境に挑戦「環境と共生のまち」。

３点目は、環境、そして共生です。２０２０年１０月、日本は、２０５０年カーボンニュートラルを宣言いたしました。また、２０２１年４月には、２０３０年度の新たな温室効果ガス削減目標として、２０１３年度から４６％削減することを目指し、さらに５０％の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針も示されたところです。南部町でも２０２０年３月、二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を行いました。また、南部町第２次総合計画ではまちづくりの大黒柱に共生、協働、

環境をうたい上げています。

G X（グリーントランスフォーメーション）を南部町で進めるために本年国から採択を受けた重点加速化事業を活用してまいります。エネルギーを地域でつくり、ためて賢く使う脱炭素のまちづくりをさらに推進してまいります。暮らしに密着した冬暖かく夏過ごしやすい断熱改修などを総合的に支援する窓口を整備し、工務店や金融機関など、関係機関が連携したきめ細やかな対応を目指してまいります。

また、共生政策では、人権が大黒柱のまちづくりを南部町制施行以来から大切にしていまいりました。子供から高齢者、男女、障がいのある方や外国人など、それぞれがお互いに寛容で、支え合う共生の地域社会づくりを推進してまいります。

（４）活力に挑戦「産業振興と賑わいのまち」。

４点目は、町の活力です。その源泉の一端は産業の振興にあります。今後も続く人口減少フェーズの中で、地域が活力を維持し続ける産業構造は地産外商だと言われています。国内産業であれば輸出であり、地域産業であれば輸出も視野に入れた地産外商戦略が必要です。その意味からも、南部町の農業には多くの可能性があります。地産地消を守りながら地産外商で攻めるためにもフルーツロード構想を推進し、農産物の販路拡大とブランド化を進め、あらゆる機会を利用した南部町農産物のトップセールスを行ってまいります。

果樹、特に柿のカメムシ被害は深刻で、県と連携しながら防除ネット等の支援を行います。また、地元企業・商店の成長支援と若者のスタートアップを応援することで定住促進を図らなければなりません。

地方創生は産業界、官公庁、高専・大学などの学術界、労働界、金融界、マスコミ界の連携が不可欠だと言われています。これに併せて地域再生推進法人であるなんぶ里山デザイン機構、J O C A・J I C A、総合型地域スポーツクラブ「スポn e tなんぶ」とも連携し、持続可能な地域社会づくりを進めてまいります。また、南部町の観光資源としてとっとり花回廊や緑水湖がありますが、観光としての農業、歴史、環境を活用した取組にも期待をしています。

人口問題の処方箋は簡単には見つかりませんが、特に集落機能を守り、地域活力を維持する上で人材の確保は重要です。空き家、空き地の利活用を図りながらも、移住した方が地域コミュニティの中で活躍できる風土づくりも必要だと考えます。また、近年注目される週末居住者や季節居住者などの二地域居住者と地域の関係をつなぐ取組、さらに職場として南部町と関わる方や地域おこし、インターンシップ、旅人やボランティアなど、多種多様な人々を関係人口として取り込むなど、人つなぎによるまちづくりを進めてまいります。

4、結びに。以上、なんぶ創生2.0へ向けた「くらし・教育・環境・活力」の4つのKへの挑戦について申し述べました。時間はかかりますが、なんぶ創生は人づくり、人材育成だと考えます。そして、人づくりは人つなぎから生まれるものではないかと考えています。18年の歴史を重ねた南部町のコミュニティ・スクール、保育園から中学校までの10年を一気通貫にしたまち未来科の学習。そして、高校生サークルから新☆青年団への活動など、南部町には人づくりの風土があります。この風土の上にさらに多様な人材資源が重ね合わさった「ヒトツナギ」によるなんぶ創生2.0を目指してまいります。

一つ一つの課題に向き合い、その課題を希望に変えることが政治の責任です。子供たちや若者に希望ある未来をつなぐために全力で町政のリーダーシップを取ってまいります。町民の皆様、そして議会議員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、所信表明といたします。

日程第6 議案第70号 から 日程第28 議案第92号

○議長（景山 浩君） お諮りいたします。この際、日程第6、議案第70号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、日程第28、議案第92号、鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてまでを一括して提案説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第70号から日程第28、議案第92号までを一括して提案説明といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） そうしますと、議案書のほうをお願いいたします。議案書の第1ページ目、議案第70号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

こちらのほうにつきましては、次のとおり南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準となる厚生労働省令において、保育士等の配置基準の見直し等が行われたことに伴い、該当する条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

具体には、次ページ以降つけておりますが、基準としましては満3歳児、これまで20人に1人というものの基準だったものが15人に1人、そして満4歳児以上が30人に1人だったものが25人に1人という変更でございます。

この条例の施行日は、公布の日からとしております。御審議よろしく願いいたします。

続きまして、5ページでございます。5ページは、議案第71号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準となる内閣府令において、施設の重要事項の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加えまして、インターネットを利用して公衆に閲覧するなどの改正が行われたことに伴いまして、該当する条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

この条例の施行日は、公布の日からとしております。御審議よろしく願いいたします。

続いて、10ページをお願いいたします。10ページは、議案第72号からになりますが、議案第86号までは公の施設の指定管理者の指定についての議案でございます。こちらのほうは去る11月14日に、指定管理候補者選定委員会を開催して審査をいただきました。このたびその結果、議案として上程をさせていただくものでございます。

10ページは、議案第72号でございます。公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場。指定管理者となる団体は、株式会社スマイルキューブ。指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

続いて、11ページ、お願いいたします。議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町農林体験実習館。指定管理者となる団体は、株式会社スマイルキューブ。

ープ。指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

続いて、12ページをお願いいたします。議案第74号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町地域農産物加工施設えぷろん。指定管理者となる団体は、Bond合同会社。指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

続いて、13ページ、議案第75号でございます。公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町自然休養村管理センター緑水園。指定管理者となる団体は、株式会社緑水園。指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まででございます。

続いて、14ページ、議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町林業者等休養福祉施設。指定管理者となる団体は、株式会社緑水園。指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まででございます。

15ページは、議案第77号でございます。公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町健康増進施設レークサイドアリーナ。指定管理者となる団体は、株式会社緑水園。指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まででございます。

続いて、16ページでございます。議案第78号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、緑水湖教育文化施設。指定管理者となる団体は、株式会社緑水園。指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まででございます。

続いて、17ページ、議案第79号でございます。公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町コテージ。指定管理者となる団体は、株式会社緑水園。指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日まででございます。

続いて、18ページ、議案第80号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、レストハウス、バーベキューハウス。指定管理者となる団体は、鴨部まこも友遊会。指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

続いて、19ページ、議案第81号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町立法勝寺児童館。指定管理者となる団体は、公益社団法人青年海外協力協会。指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

続いて、20ページ、議案第82号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南さいはく交流拠点施設。指定管理者となる団体は、一般社団法人南さいはく。指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

続いて、21ページ、議案第83号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町立ふるさと交流センター。指定管理者となる団体は、天津地域振興協議会。指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

続いて、22ページ、議案第84号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町立おおくに田園スクエア。指定管理者となる団体は、大国地域振興協議会。指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

続いて、23ページです。議案第85号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町民おおくに農山村広場。指定管理者となる団体は、大国地域振興協議会でございます。指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

続いて、最後でございますが、24ページ、議案第86号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町民おおくにコミュニティ運動施設。指定管理者となる団体は、大国地域振興協議会。指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

以上、御審議のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。私のほうからは、議案の第87号について説明いたします。説明については令和6年度南部町一般会計補正予算書（第5号）、別冊にて説明いたしますので、御準備をよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

議案第87号

令和6年度南部町一般会計補正予算（第5号）

令和6年度南部町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101,102千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,906,091千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用する事ができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年12月13日

提出 南部町長 陶山 清 孝

令和6年12月 日

決 南部町議会議長 景 山 浩

.....

それでは、まず4ページを御覧ください。4ページでございますが、第2表の繰越明許費については、お読み取りをいただきたいという具合に思います。

第3表の債務負担行為補正。1の追加です。まず、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為でございます。いわゆるこれゼロ債と言われるものですが、期間は令和7年度。限度額については、当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額ということでございます。

次に、南部町広報誌印刷製本業務から、以降2つの事項でございますけども、これについては令和6年度から令和7年度に債務負担行為を行う事業というものでございます。

4ページ一番下の南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場指定管理料、南部町農林体験実習館指定管理料から次の5ページ、入ります。5ページまでのこの8件、これは全て指定管理に関わるものでございます。限度額合計としましては、2億419万5,000円をお願いするものでございます。

次に、6ページを御覧ください。第4表の地方債補正です。1の変更で、起債の目的は、保育所整備事業（合併特例事業債）ほか3事業という具合になっております。補正後の限度額合計は、一番下の右側のところでございますけども2億2,720万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございますので、お読み取りください。

それでは、歳出予算から今回の補正の説明をさせていただきます。ページは、11ページを御覧ください。準備のほう、よろしいでしょうか。11ページです。このたびの補正は、令和5年度実績による国庫及び県支出金の返還に伴う償還金、障がい者福祉サービスの給付費の増加に伴う障がい者自立支援給付事業が11ページの主な事業で、それから13ページまで飛ぶんですけども、13ページの果樹カメムシ被害防止に係る緊急防除支援事業などを計上しているところでございます。主な事業のところを説明させていただきました。

次に、歳入予算を説明いたします。ページは、8ページに戻っていただきたいと思います。8ページの歳入予算、これについても主なものについて説明したいと思います。障がい者自立支援給付事業に関連した障がい者福祉費負担金、8ページが主な歳入の項目という具合になっていま

す。

それから、次の 9 ページです。9 ページについては県補助金の中段、農業費補助金のところが歳入の主なものになります。

次に、16 ページを御覧ください。16 ページについては給与費の明細表をつけています。給与費の明細書です。ここでは、今回の補正ではその他特別職として新農業人研修支援事業に伴う地域おこし協力隊の報酬としてその他特別職のところで12万円を計上しているというものでございます。

それから、最後となりますけども、17 ページです。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度末現在高見込額は、普通債、それから災害復旧債、臨時財政対策債合わせまして、合計で61億88万円となる見込みでございます。

以上、説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。町民生活課からは、補正予算書で説明させていただきます。国民健康保険と太陽光発電事業になります。

それでは、補正予算書を御覧ください。よろしいでしょうか。1 ページを御覧ください。

議案第88号

令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和6年12月13日

提出 南部町長 陶山清孝

令和6年12月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

それでは、債務負担行為を説明します。2 ページを御覧ください。第1表、債務負担行為。事項は、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、

業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為です。期間は令和7年度です。限度額は、当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額とします。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、太陽光発電事業特別会計の補正予算になります。同じく補正予算書で説明をさせていただきます。1ページを御覧ください。

議案第89号

令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度南部町の太陽光発電事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和6年12月13日

提出 南部町長 陶山清孝

令和6年12月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

それでは、債務負担行為の説明をします。2ページを御覧ください。第1表、債務負担行為。事項は、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為です。期間は令和7年度です。限度額は、当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額とします。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。水道会計補正について説明いたします。

それでは、補正予算書で御説明いたします。1ページ目を御覧ください。議案第90号、令和6年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、令和6年度南部町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、令和6年度南部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款水道事業収益800万円増額し、2億2,407万3,000円とするものです。内訳は、第1項営業収益800万円増額し、1億9,614万9,000円とするものです。

続きまして、支出。第1款水道事業費用800万円増額し、2億1,474万4,000円とするものです。内訳は、第1項営業費用800万円増額し、1億9,925万9,000円とするものです。今回の補正は、県の八金川砂防工事に伴う水道管の移設に伴う補償費と工事費の増額補正を行うものです。

それでは、補正予算明細書で御説明いたします。5ページ目を御覧ください。1款水道事業収益、1項営業収益、3目受託工事収益800万円増額し、850万円とするものです。

続きまして、6ページ目を御覧ください。1款水道事業費用、1項営業費用、3目受託工事費800万円増額し、1,000万円とするものです。これは先ほど説明したとおり、本年度、鳥取県が実施いたします八金川砂防工事に伴い発生する水道管移設工事の工事費と、その工事に対して県からの補償費を増額したものです。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者です。私のほうからは、病院事業会計の補正予算を説明させていただきます。

別冊の補正予算説明書を御覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。議案第91号、令和6年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）。

総則。第1条、令和6年度南部町病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目。支出。第1款病院事業費用、第1項医業費用を2,040万円増額し、23億7,178万6,000円とし、第2項医業外費用を98万7,000円増額して、5,382万7,000円とします。合わせて、病院事業費用を2,138万7,000円増額し、24億7,459万5,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出でございます。第3条、予算第4条本文括弧書きを削除し、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

科目。収入。第1款資本的収入、第3項長期借入金に3億円を計上し、資本的収入額を4億8,

146万4,000円とするものであります。

2ページをお願いいたします。予定支出の各項の経費の金額の流用。第4条、予算第7条に定めた予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を次のように改める。収益的支出における各項間の流用。これにつきましては当初予算において介護医療院事業費用という項を新たに設けたところでありますが、これまでの医業費用、医業外費用との項の間での流用ができるようにしようとするものであります。

次に、債務負担行為でございます。第5条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。いわゆるゼロ債の債務負担行為をお願いしております。翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託等に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為であります。期間は令和7年度。限度額は、当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額としております。

それでは、今回の補正予算の概要について説明をさせていただきたいと思います。ページ飛びまして、8ページをお願いいたします。今回補正をお願いする内容についてですが、最初に下段の資金的収入についてであります。当初予算では一時借入金での対応を予定しておりました資金調達につきまして、経営の安定化及び資金繰入れの円滑化を図るため、長期借入金に振り替えるものでございます。

次に、上段の収益的支出についてであります。医業費用として、政府支援の終了等による電気料金等の高騰に対応するため、光熱水費を2,040万円増額するとともに、医業外費用として先ほどの長期借入金に対する利息98万7,000円をお願いするものであります。

4ページ以降に補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を記載しておりますので、お読み取りいただければと思います。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。それでは、議案書に戻っていただくようお願いいたします。議案書の26ページをお願いいたします。議案書26ページは、議案第92号、鳥取県町村総合事務組合同規約の変更に関する協議についてでございます。

こちらのほう、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、令和7年4月1日から次のとおり鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、同組合同規約を変更することに関し協議することについて議会の議決を求めるものでございます。

具体には、鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務の変更として次の事務を加えます。公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第2条に規定する学校医等の公務上の災害に対する補償に関する事務、また、別添には鳥取県町村総合事務組合規約の一部を変更する規約を定めるものでございます。

以上、共同処理する事務の変更及び同組合規約を変更することに関し協議することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） ここで休憩を挟みたいと思います。再開は午後2時50分といたします。

午後2時30分休憩

.....

午後2時50分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、会議規則第54条に規定するとおり、疑問点のみについて簡明に行ってください。

また、個別質疑につきましては、予算決算常任委員会で行うことになりますので、総括的な質疑をお願いします。

議案第70号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第71号、南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第72号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場）、質疑はありませんか。

12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） すみません、12番、板井です。オートキャンプ場の指定管理の選定委員会の中で、指摘事項が、評価があって、担当課は指定管理者と施設の運営について早急に協議を持ってほしいということが書いてあります。その内容的なものはどういうことなのか、その点について確認を取っておきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。新しく審査いただきましたスマイルキューブさんと新年度の管理運営に向けて、修繕箇所等も含めて必要な準備に当たっての協議というのを既に開始をさせていただいておりますというような内容で、新年度に向けた協議ということでございます。

○議長（景山 浩君） 板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） それは具体的にはどういう内容なのかと、それとスマイルキューブが出している計画書の中に、町民を巻き込んだ事業を展開したいというようなことも書いてあるんですけど、そういったところも協議の中の一つなのか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。スマイルキューブさんの新年度に取り込まれます、これまでは宿泊型でしたけれども、車の乗り入れ、E V型というようなことも提案をいただいておりますので、新しい取組、それからその場所を使った町内の方を巻き込んだ、特に小・中学生等、低学年の方を対象にしたイベント等が開催できないかというような細かな内容についてもお話をいただいておりますし、それからそういったことをするに当たっては、現行の提示しています指定管理料、こちらについても調整が必要だというようなことも含めてお話をしているところでございます。

○議長（景山 浩君） 12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 板井です。緑水湖周辺の活性化ビジョンというのを周辺の施設の人たちが集まってやってますよね。あまりスマイルキューブの関係者の人は出ていないという私の記憶的にあるんですけど、もう少し緑水湖周辺と一体になったそういう活性化をやるべき、そういった進め方を考えていくべきだというふうに思ってるんですけど、その辺は今後担当課としてどういうふうに、そのビジョンと合っているのかどうなのか、その辺も含めてどういう見解を持ってるか、最後聞いておきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。議員御指摘の活性化の取組の中でオートキャンプ場も当然入っております、これまで複数回にわたり情報共有、意見交換、それから今後の方向性というものを御検討いただいております。御都合が合わず御欠席のところもありましたけれども、先月開催されたものに対しては出てきていただき、活発な御議論をいただいたというふうに考えており、今後についても引き続き一体となって取り組んでいただけるものというふうに考えてお

ります。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館（こもれび工房））、質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 議案第74号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設えぷろん）、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第74号は、えぷろんについて今回指定管理を新たに、これまでの地域振興協議会からいわゆる町内の方に指定をするという内容で出てきています。委員会で審査するに当たり、町長に2点聞いておきたいことがあります。

1点目、今回のえぷろんについては振興協議会から合同会社に移る。ここを利用されてた方が、町内の方が発展的に仕事として捉えて手を挙げて名のつくるとするのは、非常に私は頼もしいというか、町の中での動きでなかなか面白い動きだなというふうに捉えています。こういう動きが出てきたときに今、中身見たら1年間で288万の金額で、その半分ぐらいがいわゆる光熱水費とかで取っていかれることになるわけですね。こういう動きを例えば町長は、このような動き、どういうふうに捉えてるかということ、それでもしそういうふうな、自分たちでもこういうことやりたいというときの、町としてはその支援方法っていうものを、この動きをどういうふうに捉えてそれを広げていこうとしてるのか、支援体制としてつくっていくことをしないか、その辺のことを町長にちょっと聞いておきたいと思うんですよ。町長は先ほども産業振興は大事だって言いましたよね。この担い手をつくっていくって非常に大事だけでも、自ら与えて担い手やなくて、自分たちがやりたいって気持ちはすごく大事だと思うんです。そのようなことをどのように捉えて今後支援策等なんか考えているのかっていうのがあれば一つ教えてほしいということ。

2つ目は、地域振興協議会ではなくほかのところに移っていくという指定管理の問題を問いたいんですよ。先ほどの町長の所信表明ですか、所信演説を聞いたとったら、今まで必ずあった地域振興協議会という言葉、一つも出てこんわけですね。それに代わって出てきたのが地方創生の石破首相の2.0、要は地方創生の2倍金出しますよって2.0からそのことを取り上げて、あと町内では3つの地域再生推進法人、これを取り上げて期待する内容書いてあったんですよ。ここに来て町長は地域振興協議会の役割というのをどのように考えているのか、これをちょっとお聞

きしたいんですわ。次のところも、もう一つほかのところで聞きたいことあるんですけども、それについてどうでしょうか。今回は地域振興協議会してたものを、やりたいよっていう人たちが手挙げてそこに持っていくということになります。今後、地域振興協議会をどのように位置づけていくとしてるのかという点、ちょっと聞かせてもらえますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。指定管理のことについて御答弁させていただきます。

えぶろんで今度行われます、合同会社に替わるんですけども、議員がおっしゃるとおり地域の皆さんも大変期待しておられると思っています。多くの女性の方々が今つくって、今度つくられるこの合同会社の皆さんに大変期待されてる声も聞いていますので、こういうスタートアップに対して産官学金労言ですか、こういうような組織の中で若い方や女性や、そういう方々が思い切ったスタートアップができる、そしてその可能性がもし指定管理というものの中でできるのであれば、そのチャンスは行政としても提供していくということは考えていきたいと思っています。今回は原課である産業課がうまくマッチングしてくれましたので、これがうまくいくように行政としても応援していきたいと、このように思っています。

それから、地域振興協議会について私が先ほど言及しなかったのは、これはもう地域振興協議会自体が既に20年近い歴史を持ってきました。もう既に私たちの暮らしの中でしっかりと組み込んでいる仕組みになってると私は思っています。今現在、作野先生の御指摘も受けながら、さらにバージョンアップするためにはどんなことが必要なのか、地域の皆さんと話し合う体制はどのようなのか、そういうことを今議論いただいていますので、またこれは指定管理以外の分でもまた皆さんと議論したいと思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） えぶろんの指定管理の今回の中身については委員会で詳しく聞き取りたいと思うのですが、町長は今回の動きに対して、住民からもすごく期待されているし、町としてもこれを応援していきたいと。とすれば、今回、指定管理の中で新たに手が挙がって、公募で上がってきてそこに指名をするということになったときに、町長とすれば何らかの形の支援策のようなことを指示なされたわけですか。応援したいという非常に心強い、行政として応援していきたいということはすごく大事なことやと思うんですね。今回、そのようなことが起こったときに何らかの形で行政の支援、例えば今までの指定管理料じゃちょっと足りないのではないかなとか、そういうようなことでの支援策っていうようなものがあつたのかということをお聞きしたい。あつたのかというか、そういう考えでいるのかということをお聞きしたいということが一

つ。

それと、地域振興協議会からこのように仕事をしたいという方が指定管理受けるということについても、町長も歓迎されてるんだと思うんですけども、ここで地域振興協議会とは今後どのようにしていくべきかということでは、産業振興等については上からではなくってこのように手を挙げてくるような人たちが増えていくことが望ましいと思うんです。自ら地域振興協議会の中だけではその動きができないのではないかっていうことが出てきているのではないかなと思うんですが、町長は地域振興協議会とすれば産業振興、それから福祉、いろんなこと言っていました、今後どのように展開しようと思っているんですか。産業振興の在り方についてちょっと目に見えてきたんじゃないかなと思うんですけども、町長はどんなふうに考えますか。あと、地域振興協議会に何を町は期待しているわけですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。御存じのように、指定管理は行政が管理運営をするよりも、多様で民間のアイデア、センスをうまく使って有効に住民福祉のために機能させるということが目的でございますので、その目的に沿ったものであればこれは積極的に進めるべきだと思っております。そういう意味でえぶろん、それから一部には公共施設の中で振興協議会のアイデア等も使わせていただいています。その部分と活性化、さらに例えば女性活躍であったり、若者活躍であったりの部分については先ほど申し上げましたように、産官学金労言のそういう組織体というものをつくりながら技術的、それから金融界からも支援であったり、それからもちろん御商売なさってる専門の方であったり、私たちのような公務員であったり、または県の御指摘、そういうものを複合的な面から、側面からバックアップして、その結果として資金的な援助だとかそういうことを図っていくという考え方をしています。したがって、指定管理によって現金キャッシュをその上に乗せて、これで頑張りなさいというような考えは現在してません。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第 7 5 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町自然休養村管理センター緑水園）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 7 6 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町林業者等休養福祉施設）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 77 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイドアリーナ）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第 78 号、公の施設の指定管理者の指定について（緑水湖教育文化施設）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第 79 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町コテージ）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 80 号、公の施設の指定管理者の指定について（レストハウス、バーベキューハウス）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 81 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立法勝寺児童館）、質疑はありませんか。

12 番、板井隆君。

○議員（12 番 板井 隆君） すみません、これも選定委員会の声の一つです。児童館の絶対的な使命を再認識してほしいって書いてあるんです。これは根本的なものだと思うんですけど、それをどういうふうに具体的に捉えてこういう意見が出たのか、ちょっとその辺を確認しておきたいというふうに思います。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。私もこちらの選定会のほうで参加をしたわけですし、その際の感じたところは、申請者からのアピール、申請書自体には児童館の在り方ということできちっと目的も、やった活動ということで記載があったわけなんですけど、少しアピール力といいますか、そちらのほうは J O C A さんの活動ということでアピールをされたということから、審査員側としてそのアピールのほうで申請の内容とちょっとずれているんじゃないですかというところの意味合いからこういう意見があったものと感じ取ったところです。以上です。

○議長（景山 浩君） 12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 板井です。絶対的ななんて、そこまで言わせるような内容でやっていたのか、出された申請書を見てもそこまでそういう感じは受け取れなかったんですけど、そのときの選定委員会の中でのその選定委員さんの感触というか、感想的なもの、ちょっとここまで書かれると本当にJ O C Aは正しいのって思うんですけど、その点はどういうふう
に思ってますか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。評価っていいですか、評定っていいですか、意見書にはこういう言葉が書かれておったわけですが、正直そこまでのこういう表現がされるとは私もその場では感じてはおりませんでした。ただ、先ほども言いましたように少し児童館の活動、本体の説明が不足をしたなということですんで、この件につきましては改めてJ O C Aさんのほうにも指定管理者ということでの考え方ということでお話もさせてもらっております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの児童館の指定管理の件です。先ほど板井議員が指摘した点と関連するんですけども、町長にお聞きいたします。この児童館の活用については、中では児童館事業、それから学童保育の事業、それから障がい児・者の受入れ等がJ O C Aの事業として展開されていると、それでいいのでしょうか。

それで、例えば学童保育を利用なさっている保護者等の意見では、あの児童館で学童保育をきちっと位置づけているのかどうかもよく分からない。児童館はどうか。それと、いろんな障がい児・者の方も受け入れてるんだけど、そういう説明もないんだっていうことを言っているわけですよ、利用する側から見たら。

今回は児童館の指定管理のことで聞くんですけども、児童館というのは使うとき原則無料ですよね、お金は取っていない。ところが、学童保育とかほかの障がい児の受入れでは自立支援等の国からの補助等で動いているわけですよ。とすれば、この児童館というのは全く公費を出している分ですらやってるところの位置づけがはっきりしてこない、学童保育はどういうことをやって、どこまでが学童保育料の分野ですよってというようなことが保護者にも明確にならんわけなんですよ。そういう点でいえば、町長、ごちゃまぜという言葉が売り物のJ O C Aですけども、やはり児童館の役割、学童保育の役割、いわゆる自立支援法での受入れ、ここについてはしっかりと利用者が理解できるような取組と責任あるそれぞれの柱についての方針や姿勢というのも明らかにしておく必要があるのではないのかと思うのですが、町長はどんなふうにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。当然児童館は児童館の役割、学童は学童のということで、それぞれ現実的にも部屋そのものを共有とかはしておりません。活動で使う部屋というものをきっちりと分けながら、ただし共有スペースというものは存在をしますので、自由来館の皆さんはそちらのほうを使うという考え方で整理はしております。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議長、総括質疑っていうのはこちらも考えて町長に答えてもらおうとしてるんですよ。課長とでは委員会できますので、やっぱりちゃんと町長に答えさせてください。

町長、先ほど課長も言っていましたけれども、児童館がおろそかにされるということは、J O C A、もしもそういうことで指摘されたというのであれば、学童保育とか自立支援法で利用料が入る分はやってるけれども、こういうふうに町がちゃんとして位置づけていて指定管理が出てくる児童館については、なかなかきっちりと位置づけられてないということは、これ先ほど板井議員の言ってる重大な町から見ても内容ではないかと思うのです。その点、今聞かれてどんなふうに町長お考えですか。

それと、聞きたいのは、ごちゃまぜでやっているという内容ですけれども、そこでの明確な役割等を町もちゃんと持っているべきだし、住民に説明していくということについてどういうふうにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。ごちゃまぜというその表現もありますけれども、確かに子供たちと障がいのある方、そして健常な方、さらには児童館は18歳まで利用が可能ではなかったかと思います。そういう多世代の交流というものを通じていい結果を、いい子供たちに影響をとるという思いでそこでやっているもんだという具合に認識しております。そういう効果をちゃんと発揮してるかどうかにつきましては、先ほど課長が申し上げましたように、必要な部分についてはJ O C Aのほうに点検、そしてそれに対する回答を聞きたいというふうに思ってます。評価の言葉が非常にきついということで、先ほども板井議員から本当に大丈夫かという御意見もありましたので、私からももう一度点検することを課長のほうに指示したいと思います。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第 8 2 号、公の施設の指定管理者の指定について（南さいはく交流拠点施設）、質疑はありませんか。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この南さいはくの交流施設は今回から、これまで直営だったのを指定管理にしたいという内容、それでいいですね。今回初めて出てくるという内容です。

それで、そこで指定管理の考え方を町長にお聞きしておきたいんです。町長は先ほど指定管理をしていこうとする町の考え方は、多様な民間のアイデアを採用したいんだとおっしゃってましたよね。国もこの指定管理を導入してくるとき、2つのこと言いましたよね。民間のノウハウ導入すること、もう一つは、もう一点は行政側が、いわゆる財政的な件ですよ、民間に委ねたほうが財政的にも明らかとして町としても有効にできるというのがあったんですけども、なかなかこの財政的に有利な指定管理っていうの、うちのような町で難しいということは重々承知しているんですよ。

今回、これは指定管理を振興協議会ではなくって法人に出すということになりました。これもやはり指定管理、振興協議会では無理で、何らかを目的とする一般法人でしたっけ、するということについての理由は分かるんですけども、ここで見た場合に委託料が262万に対して、初年度は、利用料は5万円なんですよ。どう考えても自立して、民間のノウハウを使って財政的に有利に持っていくというような内容ではないですよ。こういう場合でも指定管理するほうが町にとっては有効なんですか。できればもう町が直営にして、利用料ちょっとでももらうか何か協力しながらどんどん伸び伸びと仕事に打ち込んで、仕事というか営業とか打ち込んでもらったほうがいいのではないかなと思うんですけども、これは指定管理が必要になってくるわけですか、こういうところで。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。私がこの一般社団の南さいはくとお話ししたところでは、あそこで特産品開発をやっておられます。その会社の主要な業務とあの場所を指定管理することによる相乗効果というものを自分たちは期待したいんだということを言っておられました。ぜひそれがうまく回って有効に施設が利用されることが重要だろうと思ってます。決して行政があその管理をして、利用料を取るということに対する期待よりも、今言ったようなこの指定管理のほうが優位ではないかと、そのように思っております。

○議長（景山 浩君） 1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長は。町から見たら直接運営するより、直営よりも指定管理の

ほうが町にとっても有利だとおっしゃるんですけども、民間のノウハウっていうのも住民が立ち上げて研究開発をしている。それで、この研究開発したものを今度は別に何か特許とか取るというんじゃなくて、今度販売するわけでしょう。違うんですか。販売したら当然収益っていうのが上がってくるわけですよね。そういうことを見越して今後自立していく中で2つ目の収益的なことも考えれるという立場に立つのが指定管理かなと思うんですけども、そういう傾向はこれには見られませんよね。そういうことをしちゃったら指定管理受ける側が今度大変になってくるんじゃないかと思うんですよ。そう思いませんか。これはもう期待していないということですか。お金も、3年間見ても何も全部5万円で利用料が、収益等が入っていないんですね。ちょっとほかでこういうところあるのかなと見て、えぷろんにしても、さっきのところでもちゃんとどれぐらい収益上がるかって書いてありますよね。こういうやり方で指定管理っていうのは、町長はどういうふうに考えてるわけですか。もうけとかそんなではなくってっていうことですか。もうけたらその分は管理料がちょっとは、負担してもらおうというようなことも考えているわけですか。そうではないんですか。どういうこと。これ見てちょっとよく分からなかったんですよ。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、松原誠君。

○企画政策課長（松原 誠君） 企画政策課長です。このたびの一般社団法人南さいはくさんへの指定管理につきましてですけれども、これまで皆さんも御承知のとおり、南さいはく交流拠点施設、令和4年5月にオープンしましてから町のほうで直営の管理を行ってまいりました。直営の管理を行ってきたという中でも恐らくその周辺の環境整備、草刈りですとか、その施設の鍵の管理、利用者への鍵の受渡し等につきましてはちょっと委託をさせていただいたのが一般社団法人の南さいはくさんでございます。

その中で、なかなか指定管理は難しいというところでこれまで町が直営管理を行ってきたわけなんですけれども、このたび南さいはくさんから施設の指定管理に向けた体制も整いつつある、これには議員御指摘されているような将来に向けての生産物の売上げの増なども期待できるということだというふうに考えておりますけれども、このようなお声をいただきまして、また私どもも南さいはくさんに管理していただくことのメリット、これも十分に整理をいたしました上で、このたびこのような形で一般社団法人南さいはくさんの指定管理を御提案をさせていただいてるところでございます。以上になります。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 詳しいことは委員会で聞きます。

町長、ここの法人もなかなか指定管理は難しいって言うこと言ってたっていうことなんですね、

なかなか大変だと。今回、町長、どんなふうに捉えてますか。なかなか難しい。だって、ここ、もうけるような数字が出てきてないからね。1年間の管理人件費35万ですよ。これは往々にすれば建てたはいいが、安い人件費で誰かに見てもらおうかっていうようなこと、往々にしてなりがちだと私は思っていますがそうではなくって、町長は今回直営ではなくって、指定管理することによる例えば、そして住民がする一社のメリットは何だというふうにお考えですか。それだけ聞かせてください。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、松原誠君。

○企画政策課長（松原 誠君） 企画政策課長です。これは一般社団法人南さいはくさんに指定管理をするメリットなんですけれども、一つにはこれまでも南さいはくさんが取り組んでこられました南さいはく地域での加工品、それから販売、こういったものを地域の皆様とより一層取り組んでいただけることができるのではないかなというふうにも考えておりますし、また南さいはく地域につきましては、上長田地区と東長田地区のつながり、これをぜひ進めていただけるといふことに期待をしておるところでございます。以上になります。（発言する者あり）

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後3時22分休憩

.....

午後3時22分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

企画政策課長、松原誠君。

○企画政策課長（松原 誠君） 企画政策課長です。一般社団法人南さいはく様とのお話では、やはり先ほど金額は僅かだということで議員からは御指摘は受けましたけれども、そういった三十数万円の人的支援でもこれで南さいはくの事業としてやっていけるというお話がございましたので、私どもとしてもこれに向けて取組を進めたというところでございます。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第83号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立ふるさと交流センター）、質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第 8 4 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立おおくに田園スクエア）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 8 5 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくに農山村広場）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 8 6 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくにコミュニティ運動施設）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 8 7 号、令和 6 年度南部町一般会計補正予算（第 5 号）、質疑はありませんか。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案の第 8 7 号ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）補正予算です。町長にお聞きいたします。細かい数字等や取組については委員会で聞きますので、よろしくお願いします。

今回 1 億幾らかの補正予算のうち一番多く、3 分の 1 以上を占めてきますのが障がい者の自立支援給付です。総額 3, 4 0 0 万です。これについては本会議のここでも傾向等をお聞きしているところですが、今回も当初予算よりも大幅増になってきているわけです。

それで、障がい者の自立支援の給付が広がるということは、利用者がそれだけおられて、利用しやすくなる環境を整えていくという点では喜ばしいことだし、それについて何らないんですけども、毎年のようにこの自立支援の給付が上がってきている。特に令和 6 年、毎年補正するんですけれども、今回も約 1 割の負担増になるんですけども、町長はこの現状をどのように今、認識されていますか。うちの南部町では非常な自立支援の受入れができたので、これまでできなかったことができるようになってきたので、これは町の計画等からしてもその方向に行ってるんだっということなんでしょうか。障がい者の自立支援の福祉計画の中ではこの数字というのはどんなふうに見ているのかっていうことをお聞きしたいと思います。

それで 2 つ目が、今回これは説明書の中では 9 ページになるんですけども、配食を伴う見守りサービスが、これも当初より大幅増になっているんですよ。これも非常に大事なことで、必要性というのがあるんだなっていうふうに感じておりますが、中を見てたら社会福祉協議会と J O C A が取り組んでいるんですけども、社会福祉協議会のほうはもう一定数、J O C A のほうが増え

てきてるとするのは、J O C Aがしてる対象者のほうが増えてきていると思うんですけど、これはどのような傾向があってこのように増えてきているのかということについては、町長はどんなふうに認識なさっていますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。2点御質問いただきました。

まず、自立支援法によって障がい者福祉が非常に近年、ここ10年ぐらいになりますかね、私が病院に勤務してたときに法改正で大きく揺れましたので、10年以上たつと思います。この法制度によって障がい者の自立に向けた大きな転換が図られたことは大変評価しています。

しかし、一方で、多くの自治体の首長と合わせると、私たちの町であっても4億円を軽く優に超えるようなこの予算規模といったものが、果たしていかなものかといったような将来に対する不安を訴える首長もたくさんおられます。この辺りのところも国の制度でございますので、この辺の制度のきちんとした将来像といったもの、それから一方ではこれだけ今まで我慢さってきたという事実もあるのかもしれないので、将来に向けたどの辺りをこのゴールに向けていくのかといったこともやはり一定議論していかないと、住民の皆さんの御理解が得られないような事態になってからでは遅いなと思っています。この辺りのところが全国的な動きとしてありますので、私も注意したいと思っています。

見守りサービスも非常に重要な問題でございます。いわゆる孤食であったり、それから家族の形態が変わって高齢者の独り住まいというものが非常に多くなってきました。私どももそれに対して、社会福祉協議会にこれまでずっと長い間努力いただきましたけれども、いろいろな法制度の変化によってそのボランティアだけではできないといったことが起きましたので、今、J O C Aとのお弁当配食に併せてやっています。今回上げましたのは、本当に必要なところにアウトリーチするようなサービスのために、しかし、その人の1食当たりの、1食というか、見守りに対するお金というものはもう少し面倒見なくちゃいけないんじゃないかといったような現場の声と、それから担当課が長年にわたって議論を続けていますので、その一つの形として今回試してみるものでございます。今後、この成果というのがきちんと出るのかどうか、また矛盾点があれば遠慮なくやり方というものを変えていくことを恐れてはならないと思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長がお答えくださった障がい者の自立支援の給付については全国的にも増えている傾向があるわけですね。これ介護保険と同じで増えてきています。町長は認識されているのは、南部町の場合は今まで我慢されてた方々が使うようになったので増えてき

ているという傾向がずっと続いているのか、それともこの対象者が増えてきているのかっていうことあるんですが、町長とすればどういうふうに認識なさっているのですか。これも考え聞くと
いうよりは、障がい者の福祉計画ありますもんですから、そこから見ておおよその人数等つかんで
と思うんですよね。そこから見てこの動きどうなのかという点についていえば、これだけ大
きな毎年の増額あるんですけども、町長はどのように見ているのか。私、決して頭打ちしろとか
切れじゃないんですよ。現状をどう見て、住民の理解が得れるお金の使い方って非常に大事だ
と思うし、支援はしていかなといけんと思うのですが、この増え方の問題ですよ、それについて
南部町の特徴みたいなことはあると考えていますか。

それと、2つ目の配食を伴う分については、J O C Aさんが増えてきているんですけども、
一方で町民が利用する配食についていえば、なかなか病気等が重くなって1人で暮らしにくくな
って食べにくい、1人で料理できなくなった。配食を頼んだけれども、配食してもらったものが
なかなか自分の体に合わなくて食べれないんだというような声も聞いているわけですよ。確か
に高齢者だけで元気な方はいいんですけども、そういう意味で例えば社協とかJ O C Aの役割
分担とかっていうようなことについては、町長、どんなふうに考えますか。皆さんが町民になか
なか、行き渡っていくということはいいいことだけでも、本当に合ったサービスになっているのか
どうかという点での検討も必要ではないかというふうに思うんですが、町長はこの点について今
後どのような検討が必要だと思っていらいっしゃいますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今の障がい福祉からお話をしたいと思っています。

サービス量が増えてるのか、その該当者が増えてるのかは、これは私も数字を今、ここで把握
していません。ただ、これまでいろいろ皆さんとお話しする中で、親御様が高齢になってきて、
そして障がいのある方が一定年齢を超えてきたときに、親亡き後の障がい福祉といったこともサ
ービスの中で増えてきたのではないかとすることは推察できるのではないかと考えています。そ
ういう多様な障がい福祉の今まで足りなかった部分が表に出てきたことだろうと思っています。こ
れを介護保険と障がい福祉の中で、介護保険で一般の方たちは受けるわけでして、果たしてこの
制度を障がい福祉と介護保険を別々にこれから先々もやるべきなのかどうかといったところが、
これから先々の国の問題になってこようと思っています。そういったところの制度として持続さ
せるためにいろいろな工夫が要るんじゃないかと考えてます。その中で、南部町の中で、今、こ
のように額が増えているというふうに思ってます。

それから、食事のサービスについては新年度に向けてどなたに見守りが必要で、どなたが言っ

てみれば今、議員がおっしゃったような、食事がなかなか作れなくなったので食事の配食サービスが必要だと。今、私たちが注目してますのは、見守りが必要な方に対してきちんと見守りが必要なんじゃないかといったことで、今、制度の見直しを図ろうとしております。またその辺りのところをしっかりと皆様に提案できるようなことを取り組んでいきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第 88 号、令和 6 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第 89 号、令和 6 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 2 号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第 90 号、令和 6 年度南部町水道事業会計補正予算（第 1 号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第 91 号、令和 6 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第 92 号、鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

また、来週 16 日は定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。

どうもお疲れさまでした。

午後 3 時 3 5 分散会
